

第 1 回固定資産評価審査委員会議事調書

会 議 事 項	1 固定資産縦覧帳簿の縦覧結果について 2 固定資産評価審査申出の状況について 3 瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づく報告について 4 委員長・合議体・審査長について (1) 委員長の選出 (2) 委員長職務代理者の指名 (3) 合議体の指定等 5 その他
会 議 場 所	瀬戸市役所 東庁舎 4 階 大会議室
会 議 日 時	令和 6 年 7 月 2 4 日 (水) 午後 1 時 3 0 分から午後 1 時 5 0 分まで
会 議 要 領	別紙のとおり

上記のとおり会議を行った。

令和 6 年 7 月 2 4 日

委員長 伊藤 昌幸

委員長職務代理者 竹本 弘司

委員 瀧本 友子

委員 浅田 正巳

委員 鈴木 洋子

委員 市野 眞知子

書 記 稲垣 宏和

別 紙

会議冒頭、事務局から今年度事務局職員及び委員の異動があったため、異動内容の報告が行われた。

現委員長の任期は、就任日である令和5年7月30日から1年間であるため、令和6年7月24日開催会議当日は現委員長の任期中であるので、現委員長の議事で会議が進行した。

議題1 固定資産縦覧帳簿の縦覧結果について

瀬戸市固定資産評価委員である市民生活部長から、評価庁（税務課）職員が紹介され、評価庁（税務課）固定資産税担当主幹から、「資料1」により説明を受けた。

主な質疑内容は、次のとおり。

【委員】 評価庁の説明の中で、地価が上がったところもあったということだが、瀬戸市内で上がったところは何処か。また、反対に下がったところはあったのか。

【評価庁】 市内西側の、特に共栄通等の幹線通り沿いのエリアの地価が上昇した。反対に東部エリアは下落傾向にあった。住宅地も同じ傾向である。

議題2 固定資産評価審査申出の状況について

事務局から「資料2」に基づき以下のとおり報告がなされた。

固定資産評価審査申出期間は、地方税法第432条の規定により、「価格を固定資産課税台帳に登録し、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後三月を経過する日まで」と定められている。今年度の公示日は令和6年4月1日（月）で、納税通知書は4月11日付けの4月11日（木）発送であったため、郵便が到達する日を最大7日とし、概ね3か月後の令和6年7月18日（木）まで審査申出期間とした。

申出期間中に土地で1件申出があったが、形式審査に入る前に取下げをされたため、審査会の開催はしていない。

主な質疑内容は、次のとおり。

【委員】 取り下げられた1件はどのような内容であったか。

【事務局】 事前に税務課や当局にお問い合わせがあった方から、6月4日到着の郵便にて土地の審査申出があった。受付にあたって電話で審査制度について説明していたところ「説明に納得した」として取下げの意向を示されたため、形式審査に入らず、取下げ手続きへと進んだもの。

議題3 瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づく報告について
事務局から「資料3-1・2」により根拠条例及び市長へ提出する報告書の
案が提示され、説明がなされた。

委員審議の結果、事務局作成の報告書案どおり提出することを決定した。
委員からの質問は特になかった。

議題4 委員長の選出及び職務代理者の指定について

(1) 委員長の選出について

委員長選任方法等に関する説明が事務局から「資料4-1」により行われ、
他委員から推薦のあった伊藤昌幸委員を、引き続き令和7年7月29日まで
委員長に選任することが、全会一致で決定した。

(2) 委員長職務代理者の指名について

委員長職務代理者の選任方法等に関する説明が事務局から行われ、伊藤昌
幸委員長が竹本弘司委員を、引き続き令和7年7月29日まで委員長職務代
理者に指名した。

(3) 合議体の指定等について

合議体、審査長、審査長代理についての説明が事務局から行われ、事務局
作成の素案に基づき委員6人が協議し、合議体を以下のとおり構成するこ
とに決定した。

第1合議体（家屋）瀧本友子審査長 伊藤昌幸審査長代理 浅田正巳委員

第2合議体（土地）鈴木洋子審査長 竹本弘司審査長代理 市野真知子委員

また、合議体の運営について、これまでと同様、原則として一方の合議体
の3委員が審査する場合、他方の合議体の3委員はオブザーバーとして参加
することです承された。

議題5 その他

事務局から事務連絡があった。

以上